身 体 拘 束 適 正 化 の た め の 指 針

FunnyLife 合同会社
パーキンソン病特化型デイサービス Beaver

当事業所における身体拘束等の適正化のための本指針を定める。

1　事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

（１）基本方針

当事業所は、利用者の尊厳の保持及び主体性の尊重を基本とし、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない介護の実践に努める。やむを得ず身体拘束等を行う場合であっても、利用者の心身の状況に応じて必要最小限のものとし、漫然とその状態を継続することがないよう常に解除を検討する。

（２）身体拘束等の定義

身体拘束等とは、次に掲げる行為その他利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行ってはならない行為をいう。

①　徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛ること
②　転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛ること
③　自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲むこと
④　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛ること
⑤　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等を付けること
⑥　車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルを付けること
⑦　立ち上がる能力のある利用者の立ち上がりを妨げるような椅子を使用すること
⑧　脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せること
⑨　他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛ること
⑩　行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させること
⑪　自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること

2　身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会で協議した内容は、事業所従業員全員に周知徹底する。委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める「身体拘束適正化検討委員会要綱」による。

3　身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束等の弊害及び適正化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束等の適正化を徹底する研修を企画し実施する。委員会が本指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず身体拘束適正化のための研修を実施する。また、研修の実施内容についても記録する。

4　緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応に関する基本方針

（１）３要件の確認

身体拘束等は、次の３つの要件のすべてを満たす場合に限り、緊急やむを得ないものとして例外的に行うことができる。

切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性：身体拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと

一時性：身体拘束等が一時的なものであること

（２）組織的な検討・決定

身体拘束等の実施の判断は、担当職員個人の判断に委ねず、委員会等において組織として検討し、決定する。

（３）記録

やむを得ず身体拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（４）家族への説明

身体拘束等を行う場合は、その都度、利用者本人及び家族に対して身体拘束等の内容、目的、理由、時間、時間帯、期間等を説明し、理解を得るよう努める。

（５）解除に向けた検討

身体拘束等を行った場合は、その状況を委員会において定期的に確認し、要件に該当しなくなった場合は速やかに解除する。

5　身体拘束等に係る苦情解決方法に関する事項

（１）身体拘束等に係る苦情・相談については、相談者や通報者の個人情報を保護する。

（２）苦情・相談を受けた場合は、別に定める苦情解決に関する規程に基づき、誠実かつ迅速に対応する。

6　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は利用者・家族や関係機関が閲覧できるよう掲示する。

7　その他身体拘束等の適正化のために必要な事項

当事業所の身体拘束等の適正化に関する取組については、厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」に基づいて対応する。

附則

本指針は、令和６年４月１５日より施行する。